事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

(洪水:ハザードマップ)

当市のハザードマップは、北川水系北川、遠敷川および南川水系南川等における浸水想定が示されており、北川・南川は当市の中心部を流れているため、当所が立地する市街地の広い範囲において、計画規模では $1\,\mathrm{m}$ を超える浸水が予想されており、その中でも地盤が低いところでは最大 $5\,\mathrm{m}$ の浸水が予想されている。

また、当市の郊外においても、各河川流域の広い範囲において、 $0\sim 5\,\mathrm{m}$ の浸水が予想されている。

(土砂災害:ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当市は山に囲まれた地域が多く、そういった地域ではがけ崩れ や地すべり等、土砂災害が生じる恐れがあるが、当所が立地する市街地ではそういった恐れは少な い。

(地震: J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、小浜市中心部において震度6弱以上の地震が今後30年間で6%~26%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

当市は、嶺南地域にある全原子力施設に対して、それらから半径30km以内の範囲に市内の一部または全部が位置しており、特に近隣の大飯発電所に対しては、泊区、堅海区が概ね半径5km圏内(※PAZ)、その他市内全域が概ね半径5~30km圏内(※UPZ)に位置している。

% P A Z (Precautionary Action Zone)

予防的防護措置を準備する区域。放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う。

XUPZ (Urgent Protective action planning Zone)

緊急防護措置を準備する区域。予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 1,823事業所

・小規模事業者数 1,408事業者

【内訳】

業種		事業所数	小規模 事業者数	備考 (事業所の立地状況等)
	農業, 林業, 漁業	37	35	沿岸部に多い
	建設業	198	192	市内に広く分散
	製造業	144	125	市内に広く分散。 水産加工業は沿岸部に多い
	電気・ガス・熱供給・ 水道業	3	3	国道沿いに多い
	情報通信業	12	12	国道沿いに多い
	運輸業,郵便業	23	17	市内に広く分散
	卸売業, 小売業	433	296	市内に広く分散、沿岸部も多い
	金融業, 保険業	34	13	国道沿いに多い
商工業者	不動産業,物品賃貸業	69	64	国道沿いに多い
	学術研究,専門・技術サービス業	76	61	市内に広く分散
	宿泊業、飲食サービス 業	230	189	市内に広く分散、沿岸部も多い
	生活関連サービス業, 娯楽業	160	141	市内に広く分散
	教育,学習支援業	79	52	市内に広く分散
	医療, 福祉	114	47	市内に広く分散
	複合サービス事業	23	16	市内に広く分散
	サービス業(他に分類さ れないもの)	164	137	市内に広く分散
	公務(他に分類されるも のを除く)	24	8	

出所:令和3年度経済センサス-活動調査

事業所に関する集計-産業横断的集計-事業所数、従業員数より

(3) これまでの取組

- 1) 当市の取組
- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・災害用備蓄物資、防災資機材の整備
- ・出前講座等の開催による自主防災組織の充実・強化

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- 東京海上日動火災保険㈱と連携した損害保険への加入促進
- ・日本商工会議所のビジネス総合保険(事業活動における賠償リスク、事業休業リスク、財物損壊 リスクを総合的に補償。引受保険会社:東京海上日動、損保ジャパン日本興亜)等への加入促進
- 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・小浜市が実施する防災訓練への参加および協力

Ⅱ 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体性やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足しているといった課題が 浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出社を見合わせるルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

皿 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を 周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・発災時には連絡体制図に基づいて、関係機関へ報告を行う。
 - ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時(感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染者拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用。)には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

【目標】支援により策定された事業者BCPの件数

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者		5件	5件	5件	5件	5件
	うち事業継続力強化 計画(連携計画含む)	2件	2件	2件	2件	2件
	うち事業継続計画	3件	3件	3件	3件	3件
[参考]中小企業(小規模除く)		3件	3件	3件	3件	3件

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和7年4月1日~令和12年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当所と当市の役割分担・体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

・自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害 等のリス クおよびその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保 険・共済加入、行政の支援策の活用等)について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、小浜市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP (即時に取組可能な簡易的なものを含む) の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の 施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSメーリングリスト、一斉 FAX などを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、I Tやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
 - ・ 当会は、令和元年事業継続計画を作成(別添)。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険㈱に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象と した普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険(生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など)の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・小浜市と事業継続力強化に向けた協議(状況確認や改善点等)を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

・自然災害(マグニチュード9.0の地震)が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認 等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策>

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下 記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。 (SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害 や道路状況等)等を当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、小浜市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。 (豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者に被害がある場合は、大まかな被害情報(被災事業所名、住所(町・字名レベル)、被害状況(全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など))を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性がある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額(事業の再建に必要なおおよその推計額)について、概ね1週間以内に情報を共有する。

(例:被害規模の目安は以下を想定)

(V) - (X) =				
大規模な被害がある	 ・地区内10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、 大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通 網が遮断されており、確認ができない。 			
被害がある	・地区内1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、 比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」 等、大きな被害が発生している。			
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。			

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

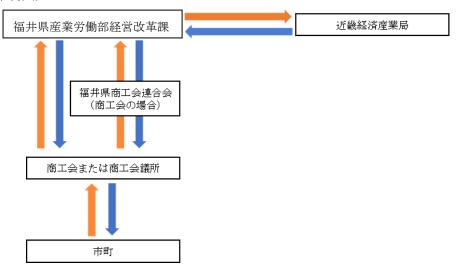
発災後~5日間	1日に2回共有する(9時、16時現在)
発災後6日以降	1日に1回共有する(9時現在)

・当市で取りまとめた小浜市新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、必要な情報 の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、 あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当所より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報 を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当会(商工会の場合は、福井県商 工会連合会)より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(連絡体制図)



く4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について小浜市と相談する(当所は、国または福井県の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や福井県、小浜市等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

く5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め被災小規模事業者に対し支援を行う。

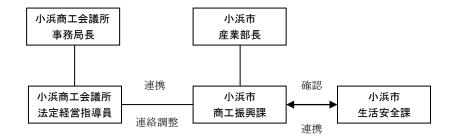
< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力> ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣 等を福井県等に相談する。 ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、 これに可能なかぎり協力する。 ※その他:上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制(商工会または商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会または商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制
- ①当該経営指導員の氏名、連絡先 経営指導員 藤本 雅也(連絡先は後述(3)①参照)
- ②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度等) ※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う
 - ・本計画の具体的な取組の企画や実行
 - ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)
- (3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先
- ①小浜商工会議所

〒917-8533 福井県小浜市大手町5-32

TEL: 0770-52-1040 / FAX: 0770-53-3567

E-mail: soumu@obamacci.or.jp

②小浜市商工振興課

〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3

 $\mathsf{TEL} : 0 \ 7 \ 7 \ 0 - 5 \ 3 - 1 \ 1 \ 1 \ 1 \ / \ \mathsf{FAX} : 0 \ 7 \ 7 \ 0 - 5 \ 2 - 1 \ 4 \ 0 \ 1$

E-mail: syoukou@city.obama.lg.jp

※その他:上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3) 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	170	170	170	170	170
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・セミナー等開催費	20	20	20	20	20
パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、福井県補助金、小浜市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

100	
	連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所
	ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
	なりいに伝入にめっては、ての八衣有の八石
	Note that the second of the se
	連携して実施する事業の内容
1	
2	
3	
•	
	連携して事業を実施する者の役割
1	
(a)	
2	
3	
•	
	連携体制図等
1	
0	
2	
3	